

## 第5章 土 壤 汚 染

「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）及び土壤保全対策要綱に基づき、昭和46年度から継続して実施している重金属類による土壤汚染概況調査の昭和49年度における調査結果は、表2-5-1のとおりである。

調査方法は、従来土壤保全対策要綱により、府下一般農用地を対象に地質、土性、用水系統等を考慮し、水田にあっては、おおむね1,000ヘクタールに1地点の割合で27地点、樹園地にあっては、栽培種目、栽培面積を考慮して3地点の計30地点（22市町村）を選定し、その地点で採取した土壤中の特定有害物質（カドミウム及び銅）の含有量及びその土壤と同一地点で採取した農作物の可食部における特定物質（カドミウムに限る。）の含有量についてそれぞれ調査分析を行ってきた。しかし、昭和49年度は同要綱の改正により、府下5市町村について水田10地点を対象に調査分析したものである。

その結果は、いずれの地点もこれらの特定有害物質による汚染は、認められなかった。

表2-5-1 土壤汚染概況調査結果（昭和49年度）

(1) カドミウム及びその化合物

項目		濃度 (ppm)	痕跡～0.4未満	0.4以上～ 1.0未満	1.0以上	合 計
土壤	水 田 (地点数)	10	0	0	0	10
農作物	玄 米 (地点数)	10	0	0	0	10

(2) 銅及びその化合物

項目		濃度 (ppm)	痕跡～ 10未満	10以上～ 20未満	20以上～ 100未満	100以上～ 125未満	125以上	合 計
土壤	水 田 (地点数)	5	5	0	0	0	0	10